

事 務 連 絡

令和 7 年 7 月 7 日

関係団体の長 殿

静岡労働局労働基準部

健康安全課長

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和 7 年 6 月 23 日付け事務連絡「工作物の事前調査における調査者制度等の周知について」をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長から通知がありました。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長からの通知につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法令の改正趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

